

## 家計経済に関する研究助成論文(2023年度助成)報告会

日時 2024年8月27日(火) 14時00分～15時30分

場所 ハイブリッド開催

参加者 2023年度研究助成対象者 3名

審査委員会委員 3名

唐木 宏 一 事業創造大学院大学 教学担当副学長

事業創造研究科 研究科長・教授

ハツ井 慶 子 生活マネー相談室代表

山口 顕 株式会社ゆうちょ銀行

地域リレーション部門投資事業推進部長

ゆうちょ財団 役職員

次第 各報告者20分程度(報告10分、質疑応答10分程度)

研究者/研究テーマ	
1	中央大学 経済学部 准教授 田中 光
	個人の貯蓄行動に地域コミュニティ活動が及ぼした影響： 近代における三等郵便局(現特定郵便局)の活動に注目して
2	周南公立大学 福祉情報学部 准教授 牛島 豊広 周南公立大学 福祉情報学部 准教授 竹下 徹 周南公立大学 福祉情報学部 准教授 金子 幸
	生活保護世帯における子育て家庭の貯蓄に関する研究 -子どもの大学等の進学へ向けた貯蓄に焦点をあてて- (共同研究)
3	一般社団法人 現代生活学研究所 所長 上村 協子 千葉商科大学 商経学部 准教授 大風 薫
	相続・事業承継にみる女性と財産 -高齢者の資産管理との関係から- (共同研究)

## 個人の貯蓄行動に地域コミュニティ活動が及ぼした影響

：近代における三等郵便局（現特定郵便局）の活動に注目して

2024年

中央大学経済学部 准教授 田中光

要旨：

近現代日本の家計貯蓄率すなわち個人による貯蓄は、20世紀初頭の貯蓄性向の変化以来、対GNP比10%前後の高率を戦前期を通じて保ち、戦後も長らく2000年代まで一定度の高水準を維持してきた。このような日本経済の長年の高貯蓄率は、日本人だけでなく国際的にも「日本人は儉約の伝統を持ちそれにしがたって貯蓄に励む」と評価されてきたことにも現れているように、株式などの有価証券による貯蓄形成よりも、主に銀行預金や郵便貯金といった現金性の高い貯蓄の保有によって達成されてきた。

しかしこの「貯蓄の伝統」は20世紀初頭に形成されたものであり、近世から日本に存在したものではない。高い貯蓄性向が全国的に醸成された背景には、政府の貯蓄奨励政策と学校教育での貯蓄奨励が大きく意味を持っていた。その中で地域の小規模な郵便局、現在では特定郵便局と呼ばれる三等郵便局の局長は、こうした貯蓄奨励政策の地域現場での唱導に大きな役割を果たしてきた。

三等郵便局長を含む地方名望家層が日本の工業化初期にあたって、教育などの社会運動に影響を持ってきたことは、概論としては既によく知られている。また地方名望家はしばしば地域内における資産家として、地域経済における投資家あるいは起業家としての側面をも持っていた。しかし地方名望家の中でも三等郵便局長は、企業組織に属していない存在であるが故に、その地域社会・経済への影響と経営分析とを直接に扱ってきたものは少ない。一方で、地域における起業家・投資家と三等郵便局長の人材層は重なっていたことが指摘されている。

本研究ではまず三等郵便局長が実質的に自営業者であったことを改めて制度的に確かめ、その上で彼らの経営的な利益がどこにあったのかを確認した。また、政府の政策や制度改編如何によっては、三等郵便局長業務を続けることは地域現場において著しく経済合理的に不利になることがあり、そういった際にはしばしば郵便局そのものが廃業されてきたことを示した。政府の貯蓄奨励政策に積極的に協力したことについても、従来は三等郵便局長とは名誉職であるという点から説明され、道徳的・倫理的な観点からの理由のみが指摘されてきたが、本研究ではそこに自営業者としての経済合理性があったことを指摘した。

本研究は地方経済の停滞や少子高齢社会を受け特定局制度そのものが見直しの岐路に立ちようとしている今、改めて三等郵便局の担い手が地域経済の中で果たした役割を、経済的側面から理解しようとしたものである。

生活保護世帯における子育て家庭の貯蓄に関する研究  
—子どもの大学等の進学へ向けた貯蓄に焦点をあてて—

研究代表者 周南公立大学 牛島 豊広  
共同研究者 周南公立大学 竹下 徹  
金子 幸

要 旨

本研究は、福祉事務所のケースワーカー（以下、ケースワーカー）を対象に、生活保護世帯の子どもに対する大学等（大学、短期大学、専修学校、各種学校等）の進学に向けた貯蓄への支援内容から現行の支援における課題を明らかにし、今後必要だと思われる大学等への進学に向けた貯蓄に対する支援のあり方について示唆するものである。

国としても近年、貧困世帯の子どもに対する大学進学へ向けた支援策を講じている。その一つが、進学準備給付金である。2018年6月に改正生活保護法が施行され、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金を支給する制度が創設された。これによって、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合において、新生活の初期費用が支給されることになった。支給額としては、進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円となっている。また、2017年度からは給付型の奨学金の支給が始まり、さらに、2020年度からは給付型奨学金の対象や支給額が拡充され、大学等の入学金や授業の減免措置も開始されている。また、これまでは、生活保護世帯に子どもが進学する場合、生活保護の対象からはずれることになり、家族と一緒に同じ家に住み続けることはできるが、世帯分離になり家賃に対する支援である住宅扶助が減額されていたが、2018年より減額はされなくなった。他にも、大学独自の奨学金制度や地方自治体による奨学金制度等支援は拡充している。しかしながら、このような支援を利用しても、大学等の入学にかかる受験費用や移動費等の全てを賄うことができる状況とはなっていないため、大学等の進学に係る必要な費用の貯蓄に向けた支援に取り組むことは貧困の世代間連鎖を断ち切るために有効な方法と考えられる。

現在、生活保護制度を利用する世帯への支援は、ケースワーカーが日常的な関わりを行っている。ケースワーカーは、生活保護制度を通じて、世帯の最低生活の保障と自立助長を支援するものであり、子ども自身の自立助長に対する支援も必要であるが、子どもの大学等の進学に向けた貯蓄に関して、保護者及び子ども自身への支援（進学できる可能性の提示や意思決定までのアプローチ、その具体策のメリット、デメリットの説明）に焦点をあてた報告や研究はこれまで行われていない。

そこで、本研究では、生活保護世帯の子どもが大学等の進学する際に障壁となる入学までに要する費用の工面等、経済面に対する支援方法を明らかにしていく。併せて、子どもがアルバイト等の取り組みを通じ、主体的に貯蓄できるような支援やその根底となる進学したいという気持ちを支持する精神面へのアプローチの方法についても調査を実施するこ

とで、生活保護世帯の子どもの進学率の向上に寄与したい。その結果、子どもにとって将来安定した生活が築けるよう、生活保護世帯の課題の根幹の一つである「貧困の世代間連鎖」を断ち切る効果となることが期待できると考える。

研究方法としては、生活保護世帯の子どもが大学等への進学に向け貯蓄に対する支援のあり方を明らかにするためにケースワーカー7名を対象とした半構造化面接を実施した。インタビューの時間は、1名につき60分から90分を設定する。インタビュー機関は2024年2月～6月までである。設問は、フェイス項目として、行政採用後年数、ケースワーカー歴、保有資格を確認し、ケースワーカー、福祉事務所の支援の取り組み内容として、①大学等の進学における貯蓄への支援内容②大学等の進学における貯蓄への支援課題③大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み、の3点設定し、質問をする。インタビューデータは、デジタル化し、逐語録に起こす。データの分析にあたっては、佐藤(2014)による「定性的コーディング」の方法を参照し、質的データの分析を行う。倫理的配慮については、筆者らが所属する大学の研究倫理委員会の承認を得た(承認番号21)。

研究の結果、ケースワーカーが取り組む「大学等の進学における貯蓄への支援内容」について分析したところ、6カテゴリ、14サブカテゴリが生成された。また、「大学等の進学における貯蓄の支援課題」については、5カテゴリ、12サブカテゴリが抽出された。さらに、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は4カテゴリ、10サブカテゴリが生成された。

「大学等の進学における貯蓄への支援内容」について分析したところ、6カテゴリは、【継続した貯蓄のための関わり】、【貯蓄の活用を容認する関わり】、【貯蓄を通じた子どもの自信の形成】、【貯蓄に対する保護者への説明と同意】、【貯蓄を支える多機関連携】、【組織内の情報共有による生活保護制度の運用】、【生活保護制度の運用】が中抽出された。

次に「大学等の進学における貯蓄の支援課題」は、5カテゴリとして【見通しを持つことができる貯蓄計画】、【貯蓄の見守り】、【ケースワーカーの制度理解】、【家庭環境への理解を含めた貯蓄の取り組み】、【社会資源の積極的な活用】が見いだされた。

最後に、「大学等の進学に必要な貯蓄を推進するための今後の取り組み」は4カテゴリ抽出され【子どもとの面会調整】、【子どもの理解に基づく面接技術の向上】、【貯蓄の支援につながる社会資源の開発】、【福祉事務所内における情報共有の体制強化】であった。

本研究の結果から、1. 子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わり、2. 継続的な対話による子どもの貯蓄への支援、3. 将来の自立に必要と認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応、4. 子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援、5. 子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開の5点について考察をした。

1点目の子どもが大学等の進学に向き合う力を高める関わりでは、子ども支援する子どもの中には、成育歴による社会文化的活動の制限、学習の経験が十分でないため、意思を継続していくことの難しさもみられた。その際に、ケースワーカーは、子ども自身が自らの進路について考え、決定できるような関わりが重要となる。

2点目の継続的な対話による子どもの貯蓄への支援は、継続した貯蓄ができるためにも、

ケースワーカーによる見守りが必要であると認識されていた。これらの支援の基盤となるのが子どもとの面会を確実に行うことである。ケースワーカーが勤務にあたる時間と子どもが通常学校に行っている時間で重なることもあろうが、子どもの休みの日を把握することや長期休暇等を活かして会うことも検討出来るだろう。また、面会する場所においても、自宅、福祉事務所、公的な施設等も考えられ、子どもの生活のペースを意識し、その中で確保できる時間、場所を検討していくことが望ましい。

続いて、3点目の将来の自立に必要なと認識されるアルバイト収入に対し積極的な控除の対応である。これは、子どもの将来を考えた時に、ケースワーカーは就労する選択だけを提示するのではなく、大学等の進学ができるということを十分に提示し、子どもが希望するならば積極的に自立更生費等の控除を行う等の支援の視点をもつことが必要であると整理をした。

4点目は、子どものアルバイトに対する保護者の理解を促進する支援である。ケースワーカーは子どもと保護者へ仲介し、子どものニーズを保護者も理解できるように支援をされていた。保護者によっては、子どもが大学等へ進学することに対し必ずしも肯定的な認識をもっているとは限らないため、ケースワーカーが必要に応じて子どもの意思を伝え、保護者の意思を汲み取るようにしていた。今後は、子どものニーズを尊重し、子どもから保護者へ十分に伝えることが困難な部分については、ケースワーカーが子どものアルバイトについて、その目的や意義、将来の見通しを分かりやすく伝えることで理解を得ていくことが必要であろう。

最後に5点目は、子どもの理解に基づくソーシャルワークの展開である。生活保護世帯の要支援となる子どもに対しては、その権利を保障する視点がケースワーカーには求められる。その中で、生活保護制度を利用する家庭においては、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立のそれぞれに支援を包括して取り組むことが必要である。今後は、現代のソーシャルワーク養成の潮流であるジェネリックな視点を有し、特に子どもの権利保障を基盤に据えたソーシャルワーク機能の向上が望まれる。

次に本研究の限界を述べる。本研究においては、子どもの進学に対して支援の成功事例を中心に聞き取りを行ったが、支援の実際においては、本来の目的である大学等の進学へ向けた貯蓄を途中で断念するケースもあった。要支援の家庭において心身の発達段階にある子どもが日々の生活によって希望に揺れが生じるのはあり得ることであり、その過程にケースワーカーがどのように関わっていくのが支援となり、自立の過程を支持することにつながるものであろう。これについては、また別の研究で知見を深めていきたい。さらに、地域の特性や経済状況、文化的背景、個別的な家族内の人間関係等の違いによって、結果が影響を受ける可能性があるため、結果の一般化は慎重にするべきである。実際の支援について提言をしていくためには、福祉事務所の規模や研修受講状況、スーパービジョン体制といった事項を含め詳細な検討が必要であろう。

## 相続・事業承継にみる女性と財産

－高齢者の資産管理との関係から－

一般社団法人 現代生活学研究所  
千葉商科大学 商経学部

所長 上村 協子  
准教授 大風 薫

### 【概要】

家産や家業の維持を主目的とする従来型の相続は減少しているといわれている。親世代の財産が一つの世代財産として老後の介護や扶養とセットになって子世代に継承されてきた状態から、ジェンダー平等が志向され、夫婦それぞれの個人財産として子や孫に個別に移転する状態に変化し、家族に遺さない方向など意識が変化しているとされる。

本研究ではジェンダー視点の先行研究をもとに、一般財団法人ゆうちょ財団が実施した「第5回 家計と貯蓄に関する調査」(2022年11月～2023年1月実施)のデータを用い、世代間(親子孫など)資産移転のみならず世代内(夫婦など)資産移転に注目し、相続経験が相続意向の規定要因となるかなど、ジェンダー視点から検証した。

また、明治安田総合研究所の協力を得て『女性と相続 2015』(明治安田生活福祉研究所2015)の再集計結果を検討した。さらに農業分野の親子・夫婦での2者・4者での事業承継を含めた話し合いがされホームロイヤー的な存在からのアドバイスがある「家族経営協定」についてヒアリング調査を行い、ライフステージの各段階で協定を結び直す相続支援の可能性を相続ケイパビリティ(試案)として提示した。

### 《先行研究》

相続研究は、経済学のみならず家族研究分野で豊富にある。国内でのジェンダー視点の勤労者世帯での実証研究として上村(1990)は首都圏40km圏夫が昭和一桁生まれ807夫婦で「長男」と「長男以外の同居子」を比較し、長男同居ケースでは父死亡時に遺産の大半は直接長男に移転するが、次三男同居ケースでは、母を経由して次世代へ遺産が移転し、母は存命中に遺産を消費割合が高く長男などにも遺産が分割され、同居子の取り分が少なくなることを示した。

また、広渡・御船・上村(1997)では東京女性財団の、広渡は夫婦財産制を基礎づける心理的条件に個人業績志向「自分が寄与した」と身分効果志向「夫婦だから」2つの考え方を指摘した。さらに広渡は別産制をとる夫婦財産制について、性別役割分業を当然のものとして前提にしながら成立する家父長的共同性と平等なパートナーシップにたつて場合によっては自覚的なルールによって分業的な体制をとる夫婦間の共同性があるとした。

(一社)日本家政学会生活経営学部会は「生活経営学におけるケイパビリティ・アプローチ」を掲げて地域や社会課題解決のための実態と各要素を検討しケイパビリティ・アプローチが日本に定着することに貢献している。天野・粕谷(2008)はM、ヌスバウム(2005)の「ケイパビリティ・アプローチ」をもとに、女性農業者が生活設計の、有効なアプローチとしてケイパビリティを提示し、生活設計をたてる場合に考えておくべき「機能的ケイパビリティ」リストを用いて女性農業者の資産形成や経営移譲などの生活課題を検討した。

### 《ゆうちょ財団調査 「第5回 家計と貯蓄に関する調査」分析方法と結果》

一般財団法人ゆうちょ財団が実施した「第5回 家計と貯蓄に関する調査」(2022年11月～2023年1月実施)のデータを用いる。分析対象は男性世帯主883(平均年齢60歳)、女性615(内訳：男性世帯主の配偶者475<平均年齢55歳>、女性世帯主140<平均年齢58歳>)

の計 1,536 サンプルである。

相続経験が次世代(子どもや孫など)への相続意向の規定要因となるかをジェンダーの視点から検証した。分析の結果、相続経験と相続意向には関連があり、男女とも依然として、自らが得た財産を次世代へ継承したい意識はありと結論づけられる。ただし、多変量解析の結果を見ると、この関係の背景には、ジェンダーによる経済的役割や家族関係の捉え方における相違があることが示唆できる。

具体的には、男性は、フローのみならずストック、さらにはストックの世代間移転までを自らの経済的役割と考え、相続を家の継承という制度・理念ベースで捉えていると考えられる。これは、年齢や社会経済的地位をコントロールしてもなお、同居子、つまり家を継承する可能性のある次世代が身近にいる場合に相続意向が高まるという結果から読み取れる。

一方、女性の多変量解析の結果からは、配偶者の父親との距離的な近さによって(恐らくそこには義父母のケア役割を伴うことにもなるが)前世代との関係性が近くなることで相続可能性に対する確信度合が高まり、その結果、引き受けた資産を次世代へ受け継ごうとする意向は高まる様子がうかがえる。ただし、男性のような同居子の効果が明確に見られないことから、家を維持するための相続意識は相対的に低く、相続によって得た不労所得を自分の代でなくしてしまうことへのためらいや、同居子以外の子どもも含めた均分相続意識があるものと考えられる。

#### 《明治安田総合研究所調査再集計》

明治安田総合研究所による 2015 年調査の再集計からは、ゆうちょ財団調査分析と同様に相続経験と相続意向には関連が示され、相続経験がある男女は、自らが得た財産を次世代へ継承したい意識があり、男性にその傾向が強く読み取れる結果となった。父母の死亡順番に注目し世代間移転(親子)と世代内移転(夫婦)の順番に注目した点が特徴的な結果であり、第 1 次相続・第 2 次相続で資産の流れが異なり、また近年第 1 次相続の父から母への世代内(夫婦)での資産移転内容に変化がみられた。

#### 《家族経営協定の注目》

契約という感覚は日本の家族とくに農家では水臭く馴染まないといわれてきた。「家業としての農業」から「経営としての農業」へ発展を目標に「父子協業経営」「親子契約」などとも呼び名をかえ、「家族経営協定」を農家に定着させる努力が農業委員会や生活改善の普及指導センターや JA など各地域で長年なされてきた。農業分野での親子・夫婦での 2 者・4 者での事業承継を含めた話し合いがされホームロイヤー的な存在からのアドバイスがある「家族経営協定」について岩崎由美子(福島大学)五條満芳(東京農業大学)にヒアリング調査を行った。岩崎(2005)は「農業経営権に関する領域への女性の参画に、家族経営協定が果たした役割は大きい」とする。家族経営協定締結農家を対象としたアンケート調査結果(女性・生活協会)では締結後の変化に「家族での話し合いの機会が増えた」(39.5%)とある。「ケイパビリティ・アプローチ」と女性農業者の共同選択的共有資産意識が注目される。

#### 《今後の課題》

相続の特徴は、遺産を渡す側と遺産を受け取る側の立場・状況が異なることであり、双方の理解・情報交換がなければ、well-being につながらない可能性がある。特に、今、遺産を渡す側高齢者の認知能力をどのように評価するか、その対応も問われている。

家計内でのさらに大規模な資産移転が予想される。世代間資産移転・世代内資産移転による高齢者やその家族の資源利用能力などを整える環境整備は、当事者のみならず社会全体で課題となってきている。地域や家族での議論を進めるに当たって実態解明ができる調査や、具体的な相続ケイパビリティの概念整理が今後の課題である。